

旧警戒区域内の産業廃棄物の取扱いについてのお知らせ

避難指示解除準備区域では、復旧・復興に不可欠な事業などの事業活動が進められているところです。

また、居住制限区域では、例外的に認められる復旧・復興に不可欠な事業及び居住者を対象としない事業など、市町村等が基準に適合していると認める場合に事業活動を再開することができるかとされています。

しかし、旧警戒区域内において、事業活動の再開に伴って発生した産業廃棄物や、住民の方の帰還準備等に係る事業活動により発生した産業廃棄物（例えば、住民の方が事業者へ依頼した住宅リフォーム等により発生した廃材等）の処理について、「旧警戒区域外に持ち出して処理することができない」と誤って認識されているところです。

こうした産業廃棄物については、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故以前と同様に、廃棄物処理法に基づき排出事業者（住宅リフォームの場合はリフォーム業者や大工さん等）が処理の責任を負っており、旧警戒区域外に持ち出して処理することが可能です。（※）

※ 平成24年4月13日より前に事業活動に伴って発生したことが明らかである廃棄物や住民の方の帰還準備等に伴って発生した、いわゆる「片付けごみ」、又は、放射能濃度が8,000 Bq/kgを超え、環境大臣の指定を受けたもの（指定廃棄物）については、放射性物質汚染対処特措法に基づき国が処理を行います。ご不明な点については、環境省 福島環境再生事務所（電話 024-573-7547）にご連絡ください。

産業廃棄物の処理依頼先が不明の場合には、産業廃棄物処理業者を一般社団法人福島県産業廃棄物協会（電話 024-524-1953）または同協会相双方面地域協議会（電話 0244-24-4811）で紹介しますので、ご連絡ください。

ご不明な点については、福島県産業廃棄物課（電話 024-521-7264）又は福島県相双地方振興局県民環境部環境課（電話 0244-26-1237）にお問い合わせください。